

危険物新聞

第2回 危険物取扱者試験 10月10日 近畿大学で

財消防試験研究センター大阪府支部では、平成7年度第2回危険物取扱者試験を10月10日(祝)に、東大阪市内の近畿大学で実施する予定である。

◇第2回危険物取扱者試験予定

| | |
|--------|--------------------|
| 試験日 | 10月10日(祝) |
| | ・乙種4類(午前・午後) |
| | ・甲種、4類以外の乙種、丙種(午後) |
| 試験会場 | 近畿大学(東大阪市) |
| 願書受付日 | 9月13日(木)、14日(金) |
| 願書受付場所 | 大阪府職員会館 |

予備講習は甲種、乙種4類、丙種について
泉佐野、高槻、枚方など11会場で

予備講習会は、甲種、乙種4類、丙種について、大阪、堺、泉佐野、高槻、枚方など11会場で別掲(8頁参照)のとおり実施する。

なお、次回の試験(第3回、12月上旬)に際しては、甲種の予備講習は行なわないので念のため。

土曜・休日コースは電話予約を

土曜コース(定員140名)、休日コース(定員130名)については、定員が少ない関係上、電話予約(06-531-9717)による受付を行っている。

満席になり次第〆切るので受講希望者は手続きを早い目に。

6月の試験結果

甲種(51%)、乙4(41.7%)

財消防試験研究センター大阪府支部では、平成7年度第1回危険物取扱者試験を6月11日、18日、大阪府立大学で実施したが、その結果が7月12日に発表された。

試験区分別の合格率は次のとおりである。

| 区分 | 受験者数 | 合格者数 | 合格率(%) |
|----|-------|-------|--------|
| 甲種 | 408 | 208 | 51.0 |
| 乙1 | 101 | 77 | 76.2 |
| 乙2 | 87 | 60 | 69.0 |
| 乙3 | 75 | 60 | 80.0 |
| 乙4 | 5,855 | 2,442 | 41.7 |
| 乙5 | 102 | 76 | 74.5 |
| 乙6 | 148 | 97 | 65.5 |
| 丙種 | 1,631 | 929 | 57.0 |

普通消防ポンプ車

MX-1

乗降性、操作性を高めた新世代PUMPER

- MX-1専用キャブ、ハイルーフ&ワイドウインド
- オートマチックトランクミッション
- フルパワーFT.O.
- デジタル表示式集中コントロールパネル
- 動力式ホースレイヤー
- 吸盤、各種放水器具、資機材をコンパクトに収納

MORITA
森田ポンプ株式会社

本社／〒554 大阪市生野区小路東5丁目5番20号
TEL(06)756-0110 FAX(06)754-3461
東京・大阪・仙台・名古屋・福岡・富山・松山



危険物Q&A



問 平成7年4月1日からIBC(Intermediate Bulk Containers)が危険物の運搬容器として使用できるようになりましたが、どのようなものか教えて下さい。

答 これまで、危険物を道路輸送する手段としては移動タンク貯蔵所又は原則として最大容積250リットルの運搬容器によることとなっていたわけですが、今回規則改正によってその最大容積が従前の運搬容器の最大容積を超える運搬容器としてIBCが位置づけられたものです。IBCは、国連勧告等に基づき、近年その利用実績が国際的に増大しつつあるものですが消防法令上では「機械によるつり上げ又は持ち上げを行うためのつり具、フォークリフトボケット等を有する容器」として新たに規定されました。その概要は、次のとおりです。

種類

材質により、金属製、フレキシブル、硬質プラスチック製、プラスチック内容器付き、ファイバ板製及び木製の6種類があります。この中でフレキシブル、ファイバ板製及び木製は原則として固体の危険物にしか使用できません。

容積

最大容積が3,000リットル(収納する危険物によっては1,500リットル)であること。

構造

共通の構造要件は次のとおりです。

- ① 腐食等の劣化に対して安全なものであること。
- ② 収納する危険物の内圧及び取扱い時又は運搬時の荷重によって容器に生じる応力に対して安全なものであること。
- ③ 附属設備には、収納する危険物が附属設備から漏れないよう措置が講じられていること。
- ④ 容器本体が枠で囲まれている場合には、容器本体には常に枠の中に保たれ、枠と接触して損傷するおそれがなく、かつ、容器本体又は枠の伸縮等によって損傷するおそれのないものであること。
- ⑤ 下部に排出口がある場合には、排出口は閉鎖位置に固定できる弁が設けられ、排出のための配管及び弁には外部からの衝撃による損傷を防止できる措置が講じられ、さら

に排出口を閉止板等で2重に密閉できる構造(液体用のみ)であること。

個別の構造要件は次のとおりです。

[金属製]

破断時の伸び及び最小厚さが一定以上の材料で造られたものであること。液体用にあっては、圧力安全装置を設けること。

[フレキシブル]

収納時の高さの幅に対する割合は2:1以下であること。紙袋にあっては、一定以上の引張強度を有するものであること。

[硬質プラスチック製]

液体用にあっては、圧力安全装置を設けること。

[プラスチック内容器付き]

液体用にあっては、圧力安全装置を設けること。外装にファイバ板を用いる場合は、吸水度が一定以下のものを使用すること。

[ファイバ板製]

頂部つり上げ装置を有しないこと。吸水度が一定以下で、かつ、一定以上の衝撃なあく強さを有するものを使用すること。

[木製]

頂部つり上げ装置を有しないこと。合板にあっては、3層以上のものを用いること。

性能試験

従前の運搬容器に対して適用されていた試験と同様の落下試験、気密試験、内圧試験、積み重ね試験に加えて、容器の種類に応じて底部持ち上げ試験、頂部つり上げ試験、裂け伝播試験、引き落とし試験、及び引き起こし試験が適用されることになっています。

なお、試験によるIBCの性能確認は、誰が行っても構いません。

定期試験及び点検

[定期試験] 金属製、硬質プラスチック製又はプラスチック内容器付きで、液体用又は圧力を加えて収納・排出する固体用のIBCについては、2年半を超えない期間内に実施された気密試験において、漏れ等のないことが確認されていること。

[点検] 金属性、硬質プラスチック製又はプラスチック内容器付きのIBCの場合は、2年半を超えない期間内に実施された外部点検及び附属設備の点検、並びに、5年を超えない期間内に実施された内部点検において異常がないことが確認されていること。

なお、定期試験及び点検の実施は、使用者自身が行って構いません。

収納

IBCに関する収納要件のうち主なものは、次のとおりです。

- ① 危険等級Iの液体は収納しないこと。
- ② 55°Cにおける蒸気圧が1.3kgf/cm²を超える液体の危険物を収納しないこと。
- ③ 製造されてから5年を超える硬質プラスチック製及びプラスチック内容器付きのIBCには危険物を収納しないこと。
- ④ 金属性のIBCには、危険等級Iの固体の自然発火性物質を収納しないこと。
- ⑤ 織布製のフレキシブルのIBC(コーティング等を施されたものを除く。)には、第1類の危険物を収納しないこと。
- ⑥ 硬質プラスチック製及びプラスチック内容器付きのIBCには、55°Cにおけるゲージ圧が容器に表示されている試験圧力に3分の2を乗じた値を超える液体の危険物又は0°C未満の引火点を有する第4類の危険物を収納しないこと。
- ⑦ 軟質のプラスチック内容器付きのIBCには、危険等級Iの固体の危険物又は第4類の危険物のうち引火点が61°C未満のものは収納しないこと。
- ⑧ プラスチック内容器付き(内容器が硬質プラスチックで外装が鋼製のものを除く。)又は木製のIBCには、有機過酸化物を収納しないこと。

表示

従前から運搬容器に対し必要とされていた収納する危険物に関する表示に加えて容器自体の性能に係わる表示をしなければなりません。

この表示によって定期試験等が実施されたものであること、及び、容器が収納される危険物に適合したものであることを確認することができます。

(財)全国危険物安全協会 提供)

別表第3の3(第43条関係)

| 運搬容器(固体用のもの) | | 危険物の類別及び危険等級の別 | | | | | | | |
|--------------|-------------|----------------|----|-----|----|-----|----|-----|-----|
| 種類 | 最大容積 | 第一類 | | 第二類 | | 第三類 | | 第五類 | |
| | | I | II | III | IV | V | VI | II | III |
| 金属製 | 3,000ℓ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| フレキシブル | 树脂クロス製 | 3,000ℓ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | プラスチックフィルム製 | 3,000ℓ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 織布製 | 3,000ℓ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 紙製(多層のもの) | 3,000ℓ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 硬質プラスチック製 | 1,500ℓ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 3,000ℓ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| プラスチック内容器付き | 1,500ℓ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 3,000ℓ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ファイバ板製 | 3,000ℓ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 木製(ライナー付き) | 3,000ℓ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

備考

1 ○印は、危険物の類別及び危険等級の別の項に掲げる危険物には、当該各欄に掲げる運搬容器がそれぞれ適応するものであることを示す。
2 フレキシブル、ファイバ板製及び木製の運搬容器にあっては、収納及び排出方法が重力によるものに限る。

別表第3の4(第43条関係)

| 運搬容器(液体用のもの) | | 危険物の類別及び危険等級の別 | | | | | | | |
|--------------|--------|----------------|----|-----|----|-----|---|-----|---|
| 種類 | 最大容積 | 第三類 | | 第四類 | | 第五類 | | 第六類 | |
| | | I | II | I | II | III | I | II | I |
| 金属製 | 3,000ℓ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 硬質プラスチック製 | 3,000ℓ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| プラスチック内容器付き | 3,000ℓ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

備考 ○印は、危険物の類別及び危険等級の別の項に掲げる危険物には、当該各欄に掲げる運搬容器がそれぞれ適応するものであることを示す。

空調設備機器製造・販売

オイルタンク用液面計
遠隔式警報ユニット液面計
各種液体タンク用液面計
フロートスイッチ・微圧スイッチ
タンク部品一式

独自の技術により、正確・安全
ローコストを追求する

GIKEN

TEL 06(358)9467(代表)



株式会社技研

〒530 大阪市北区天満4丁目11番8号 工技研ビル ☎358-9467~8

平成7年度 論文優良賞

「危険物取扱い経験から」

中央理化工業(株) 神元 正博

1. はじめに

当社は昭和34年4月に設立され、現在枚方、茨城、熊本に工場を持ち、「安全で人と地球に優しい」水系合成樹脂エマルジョンを塗料、建材、土木、コーティング、セラミック、繊維、紙工、化粧品等幅広い分野に提供している。全従業員170名程の中小メーカーであります。

今回報告する枚方工場は、昭和42年10月に大阪市内より移転操業を開始し総務、営業、業務、技術開発等と同居した所謂本社工場となっています。

製品はほぼ100%近くが安全な水系合成樹脂エマルジョンになっていますが、その製造過程では原料として各種モノマー、溶剤、アルコール類など第4類の危険物を大量に使用、取扱っています。

したがって当社に於ける危険物の取扱い、及び安全管理の重要性は、一企業の問題にとどまらず、社会的責任をも含めて、しっかりと自覚したものでなければならない。

“中小企業だから”とか“人がいない”とか“金がないから”というのではなく、こと危険物に関しては絶対に許されるものではありません。

当工場は皆さんの教訓になる様な極立った活動をしているわけではありませんが、長い年月第4類危険物を取扱ってきた経験に基づく、安全管理の活動を報告します。

2. 無事故と油断

当工場では20年前にはほとんどエマルジョン化した製品の一部が反応釜より、流出し消防署のお世話をなったことはありますが、こと火災、爆発事故というものは一

度もなく、操業以来無事故であります。これは大変喜ばしいことであり、当然、今後も継続していくべきであります。一方では長い間無事故が続りますと従業員の中に、ともすれば日常危険物を取扱っているという自覚が薄れ、何か安全な水でも取扱っているような感覚で危険物を取扱う危険性が生まれてきます。つまり「油断の発生」であります。

これは危険物に係る事故を防止し、安全管理を取り進めていく上で大きな障害になるものです。そこで当工場では毎年気温が高くなる夏場に安全衛生委員会を中心になって、危険物や有機溶剤(安衛法)管理強化の特別月間を設定し活動しています。職場には難しいことを要求せず「洩さない、こぼさない、蓋はしっかり」という様に具体的な行動目標を提示したり、引火点を大書きして貼り出したりして「油断」の発生が無いよう注意しています。

3. 法の遵守

当り前のことですが危険物の安全管理で最も重要なことは「法」を守ることであります。

消防法をはじめとする消防基本六法は、過去に起こった数多くの事故を分析し、得た教訓、現在の人類が到達した最高の科学、知識の集約に外ならないからです。

したがって消防基本六法をしっかりと守っていれば、大部分の事故は防ぐことができる。

法を守るうえで大切なことは、経営トップの姿勢であります。特にわれわれのような中小企業にとってトップの姿勢というのは決定的な重要性を持ちます。

幸い当社では「法の遵守」という点でトップの姿勢は固く、それだけに「法」を守るために必要な金を投資してもらっています。

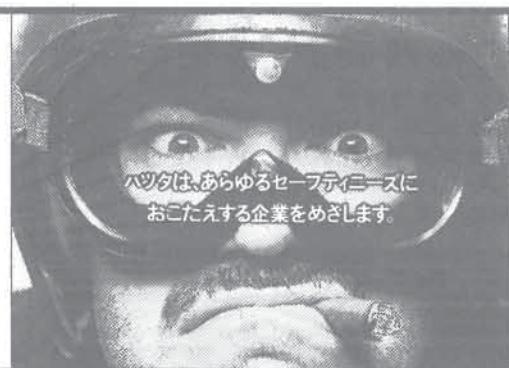
また設備をはじめとする審議事項には必ず法のクリアという項目が有りきびしくチェックされます。

ひとつの例を挙げますと、タンクにチャージ中の危険物が万一オーバーフローしますと床に広がり、空気との接触面積は飛躍的に大きくなり、危険な状態になることが想定されます。そこで数あるタンクの中でどれかひと



HATSUTA
 株式会社 初田製作所
大阪本社 平573 大阪府枚方市稻葉田近3-5 TEL.(0720)56-1201代
東京本社 平105 東京都港区芝大門2丁目6-7 TEL. (03)3434-4841

原点はロスブリベンションです。
～漏れ 防止～



頑固な夢がある。

ハツタは、あらゆるセーフティニーズに
おこたえする企業をめざします。

つのタンクでオーバーフロー検知センサーが作動しますと、各タンクにチャージ中のすべてが一斉に自動的に停止する装置などトップと設備担当者の努力により設置されています。

「法」を守るうえでもうひとつ大切なことがあります。それは消防署との関係であります。特に私たち中小企業にとってそれは一層重要性を持つものです。

中小企業ではいろんな意味での地力不足や未熟さがともなうのです。しかし、冒頭で述べました様に、こと危険物に関しては「中小企業だから」という甘えは許されません。

そこで消防署の行う集会などに積極的に参加することにより、法改正や事故事例など最新の情報を学ぶことが出来る。

また消防署からの指導事項や指摘事項は誠実に実戦、改善していくことが、危険物に係る事故を未然に防ぐため大きな役割を任しているのは間違いません。

設備の更新や新設、社内の安全管理規程の改正など事前に積極的に相談を持ちかけ、専門家、プロフェッショナルな観点からの指導を受けることが、中小企業の地力不足や未熟さを補って、より安全な設備や充実した規程を実現していくうえで大変重要なことだと考えています。

4. 教育と資格

教育といっても簡単に出来るものではありません。とくに系統だった教育はなかなか出来ず、どうしても単発におわります。

そこで当工場で一貫して行っていることがあります。それは危険物取扱者全員が取扱者としての資格を取得する。ということです。

製造、業務、技術開発部所と性別を問わず資格取得に挑戦し、現在では新入社員のようにまだ受験の機会にめぐまれていない人、受験はしたが残念ながら合格出来なかった一部の人などを除いて、ほとんど全員が甲種もしくは乙4種の資格を取得しています。

資格取得のための事前講習や受験学習を通じて、危険物の性状、変ない方ですが危険物の危険性、消防法をはじめとする消防基本六法などの基礎知識を身につけることが出来ます。長い間職場で仕事をしていますと受験前と受験後とでは多くの人が人が変わったように危険物やその取扱い、設備などに关心をもちます。やはり知っているつもり、解っているつもりと、知ったうえでの行動には大きな差があることが示されています。

さらに有難いことに資格を取得しますと、3年に1度の保安講習を必ず受ける義務が生じることです。これは危険物の安全管理はもちろん、教育的な観点からみても、私たち中小企業にとって大変ありがたいことであります。受験学習で得た知識や新鮮な感覚がともすれば薄れがちになる頃、保安講習で新しい知識や情報を知ることが出

来るからです。

当工場では、今後も取扱者全員が資格を取得する方針をつづけていこうと考えています。

5. 安全管理体制

当工場の安全管理体制は昭和51年1月1日より、各部の課長を安全衛生管理者に、課長代理を安全衛生委員として、課員の中の必要な人を安全衛生推進員として、安全衛生管理の強化に務めています。安全衛生管理に職制管理の原則を貫いています。

一方では、会社と労働組合の代表で法定安全衛生委員会を設けています。このふたつか有機的に結びついてこそ、危険物の安全管理をはじめとして、安全衛生管理が口でいうだけでなく実行あるものにしていきます。

そしてこれら全体を経営トップが統括しているのはいうまでもありません。

6. おわりに

危険物の安全管理について、いくつか述べてきましたが自衛消防隊や訓練の問題もあります。当工場のように危険物を大量に取扱ってるところでは、火災の発生に対して、初期消火に成功するか否かは、私たちの命運を大きく左右します。日頃からの訓練が重要です。また危険物の安全管理で私たちが貫いてきた原則は、「第4類の危険物は極力空気に暴露しない」ということです。したがって設備は原則として密閉構造になっていますし、物と工程によっては不活性ガスの注入などを行い安全確保に務めています。

もうひとつは人間に係る事故です。いわゆるミスというものです。これは先に述べましたように「油断の発生」をなくし、あらゆる機会を通して、危険物の性状や、正しい取扱い方を身につけていくよう努力し、無事故を今後ともつづけていきたいと決意するものです。

協会だより

■ 柏羽藤火災予防協会

危険物部会研修会・総会を開催

柏羽藤火災予防協会危険物部会では、6月14日(水)、柏原市内のサンヒル柏原において、研修会を開催した。

当日は、部会員50余名が参加し、講師として日本石油㈱大阪支店の松崎政臣氏を招き「石油製品の基礎知識について」と題する講演が行なわれた。

日頃、よく取り扱われる危険物の特性等もはじめての講演ということもあり、大変参考になる研修会となった。

引き続き部会総会に移行し、井関消防長による今後の災害防止対策、予防広報活動等の報告や各種の事業計画等について討議された。

我が社の保安対策

**全員が
危険物取扱者免状取得で
保安管理を推進**

〈柏原市〉 大阪有機化学工業㈱柏原工場

危険物施設における火災の発生件数は、年々減少の傾向にありますが、今日においては技術の進歩により多種多様化の傾向もあります。発生原因として、人的要因が過半数を占め、危険物取扱いに携わる者として、責任を痛感する次第です。

当社は1941年に創立以来、有機試薬類の生産を開始し、酢酸エステル類の製造販売では塗料業界の発展に伴い、現在も広く当社製品をご利用いただいております。

また、アクリル酸誘導体の独自技術による工業化開発、石油化学工業の発展と共に各種有機合成品の工業化と産業界における技術革新のめざましい発展に伴いエレクトロニクス、バイオテクノロジー、医薬、新素材、光通信等先端技術時代の幕開けに積極的に参加し努力を積み重ね、メーカーとしての地歩を築いて来たと自負している次第です。優れた生産活動を通じて、社会に奉仕貢献することを基本理念としており、会社の存続は安全なくしてあり得ないとの基本知識をもって種々の安全活動を展開してまいりました。

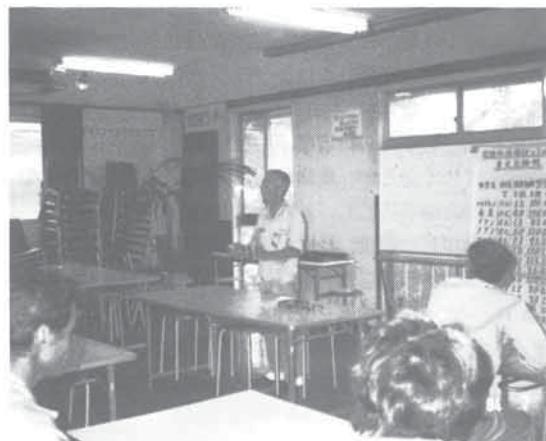
当柏原工場は1961年に大阪市城東区関目町から移転し現在に至っていますが、当初での酢酸エステル類の製造では、引火性、静電気に対して全従業員が充分に認識していたとは申せませんでした。会社の安全はもとより地域の方々の安全確保のためには、危険物取扱いに携わる我々が先ず危険物の特性を充分に認識する必要があり、その為に教育の一環として社内で危険物取扱い講習がはじまりました。危険物取扱免状取得もこのときから全員取得へとすすみ、現在では取扱従事者128名中に甲、乙種取得者は、92%、そのうち甲種は46%にもなり、更に全員取得へめざしています。

取得のために年一回危険物について90分間と年一回我社における消防防災についての講習会を実施し、特に製造現場の人には時間内教育を行っています。

研修内容は1、当社取扱い危険物について、2、施設別取扱い物品とその工程について、3、危険物の安全な取扱いについて、4、異常時の措置について、5、消防防災体制について、6、消火訓練、7、漏洩措置訓練、8、高圧ガス漏洩訓練、9、救急訓練と年間スケジュールに添って実施されています。

また、危険物取扱免状取得のための予備講習会も添削方

式で個人研修も行い、化学に馴染みのない人でも乙種第4類試験に合格するようにすすめています。法令に基づく保安講習会には所属長の支援を得て全員が出張扱いで受講させています。取得者一覧表を作成し、事前に受講日を伝え、受講願書手続きも一括して総務課で行っています。このようなことで全員の取得と受講済のないように努めている為、保安監督者に選任されてなくても作業は自分自身が保安監督者であるという自覚と認識で安全作業に努めています。



研修会活動により保安管理の徹底を図る。

ゼロ災活動も15年目に入り、危険物に対する危険予知活動を行い、日常の作業にも取り入れられています。

主な安全活動として

- 1、作業標準書の見直し改訂
- 2、安全データシートの作成。特に新規製品について。
- 3、危険物施設点検と消防設備の点検と対策
- 4、電気設備と静電気点検と対策
- 5、安全教育と消火訓練の実施
- 6、ゼロ災活動推進と指差呼称の完全実施
- 7、整理整頓清掃

幸いに我社では無事故無災害記録を更新していますが、危険物の安全管理については、柏羽藤消防組合をはじめ、関係行政当局の適切な御指導を頂いていますことが、非常に大きな支えになっております。ここに紙面をお借りしまして厚く御礼申し上げる次第です。

化学工業の技術の進歩に伴い、新しいタイプの事故が発生することも考えられ、“今迄通りで良いのだろうか”“昨日は無事であったが、今日も大丈夫だろうか”と常に安全管理に目を向けることが、従業員の安全と、地域社会への安全が保たれるものと確信いたします。

保安講習予定表(9月~12月)

◇その他・一般 (18会場)

| 回数 | 開催日時(予定) | | 会 場 | |
|----|----------|---|-----|----------------|
| 23 | 9月13日 | 水 | 午後 | 豊中市民会館 豊中市 |
| 27 | 9月22日 | 金 | 午後 | 和泉解放総合センター 和泉市 |
| 28 | 9月25日 | 月 | 午後 | 柏羽藤消防本部 藤井寺市 |
| 32 | 10月6日 | 金 | 午前 | 大阪府商工会館 大阪市 |
| 33 | 10月6日 | 金 | 午後 | 大阪府商工会館 大阪市 |
| 34 | 10月11日 | 水 | 午前 | 茨木市商工会議所 茨木市 |
| 37 | 10月13日 | 金 | 午後 | 大東市消防本部 大東市 |
| 43 | 10月23日 | 月 | 午後 | 守口門真商工会館 門真市 |
| 45 | 10月25日 | 水 | 午前 | 北河内府民センター 枚方市 |
| 46 | 10月25日 | 水 | 午後 | 北河内府民センター 枚方市 |
| 47 | 10月26日 | 木 | 午後 | 八尾市消防本部 八尾市 |
| 49 | 10月30日 | 月 | 午前 | 高槻市消防本部 高槻市 |
| 50 | 10月30日 | 月 | 午後 | 高槻市消防本部 高槻市 |
| 51 | 11月1日 | 水 | 午後 | 吹田メイシアター 吹田市 |
| 52 | 11月2日 | 木 | 午後 | 大阪府商工会館 大阪市 |
| 53 | 11月13日 | 月 | 午後 | 大阪府商工会館 大阪市 |
| 54 | 12月4日 | 月 | 午後 | 大阪府商工会館 大阪市 |
| 55 | 12月6日 | 水 | 午後 | 大阪府商工会館 大阪市 |

◇大阪北港コンビナート関係 (2会場)

| 回数 | 開催日時(予定) | | 会 場 | |
|----|----------|---|-----|----------|
| 42 | 10月20日 | 金 | 午後 | 此花会館 大阪市 |
| 48 | 10月27日 | 金 | 午後 | 此花会館 大阪市 |

◇給油取扱所関係 (2会場)

| 回数 | 開催日時(予定) | | 会 場 | |
|----|----------|---|-----|--------------|
| 35 | 10月11日 | 水 | 午後 | 茨木市商工会議所 茨木市 |
| 39 | 10月17日 | 火 | 午後 | 大阪府商工会館 大阪市 |

◇タンクローリー関係 (4会場)

| 回数 | 開催日時(予定) | | 会 場 | |
|----|----------|---|-----|-----------------|
| 22 | 9月9日 | 土 | 午後 | 大阪府トラック総合会館 大阪市 |
| 24 | 9月14日 | 木 | 午後 | 大阪府トラック総合会館 大阪市 |
| 38 | 10月16日 | 月 | 夜 | *臨海センタービル 堺市 |
| 44 | 10月24日 | 火 | 夜 | *臨海センタービル 堺市 |

(注)1.講習時間は3時間です。

(開講時間は講習会場によって若干異なります。)

2.会場欄中の*印の会場は駐車可。

<8年2月期の予定>

- ・大阪市内 4会場
(うち、化学工場関係 1会場)
- ・堺、茨木、東大阪 各1会場

移動タンク等点検技術者初回講習

大阪会場、8月30・31日

(財)全国危険物安全協会では、今年も移動貯蔵タンク定期点検技術者初回講習、平成7年度分を東京、大阪で実施の予定である。

大阪での開催予定は次のとおり。

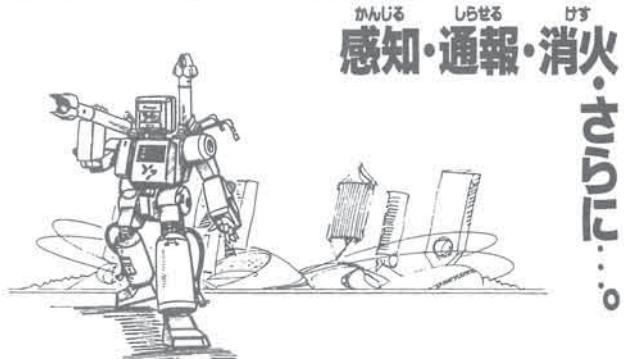
- ◎日 程 8月30日、31日 (定員80名)
- ◎会 場 大阪府立産業技術総合研究所
(大阪市西区、地下鉄「阿波座」駅下車)
- ◎申込先 〒550大阪市西区新町1-5-7、四ツ橋ビル8F
財大阪府危険物安全協会
- ◎期 日 8月18日まで (満席になり次第締切)
- ◎受講料 36,800円

なお、受講案内書の郵送を希望の場合、返信用封筒に190円切手を貼付のうえ請求して下さい。



セイティ & ファニティ

防災にまつわる環境づくりの
スローガンは「セイティ & ファニティ」です。
*
防災にまつわる環境づくりの
スローガンは「セイティ & ファニティ」です。



ヤマトプロテック株式会社

本社 〒537 大阪市東成区深江北2-1-10 TEL.(06)976-0701代 東京本社 〒108 東京都港区白金台5-17-2 TEL.(03)3446-7151代 ピル防災設備・フランク防災設備・消防機器・機械・各機器販売

危険物取扱者予備講習 ご案内

平成7年度第2回危険物取扱者試験実施に際し、受験者の予備知識向上のため、次のとおり受験予備講習会を開催いたします。

1. 日時・会場

| 種別 | 講習日 | 時間 | 会場 |
|----------|----------------------------|------------|---------------------------------|
| 甲種 | 9月18日(月)、9月19日(火)、9月28日(木) | 9時30分～16時 | 大阪府商工会館 (地下鉄本町駅ヨリスグ) |
| 乙種 4類 | 9月20日(水)、9月27日(水) | 9時30分～16時 | 大阪府商工会館 |
| | 9月21日(木)、9月22日(金) | 9時30分～16時 | 大阪府商工会館 |
| | 9月25日(月)、9月26日(火) | 9時30分～16時 | 大阪府商工会館 |
| | 9月18日(月)、9月19日(火) | 10時～16時30分 | 堺市民会館 (南海高野線堺東駅ヨリ8分) |
| | 9月26日(火)、9月27日(水) | 10時～16時30分 | 泉佐野市消防本部 (市役所前バス停ヨリスグ) |
| | 9月20日(水)、9月21日(木) | 9時30分～16時 | 高槻市消防本部 (JR・阪急高槻駅ヨリ10分) |
| | 9月28日(木)、9月29日(金) | 10時～16時30分 | 北河内(枚方)府民センター (京阪枚方市駅ヨリ約5分) |
| 土曜コース | 9月9日(土)、9月30日(土) | 9時10分～16時 | 大阪府商工会館 |
| 休日コース | 9月23日(祝)、9月24日(日)、10月1日(日) | 10時～16時30分 | 大阪科学技術センター (地下鉄四ツ橋線本町駅ヨリ約5分) |
| 丙種 | 10月3日(火) | 9時～16時 | 大阪府商工会館 |

2. 受付場所と受付日時

- ①四ツ橋ビル以外は、本会より各所に係員が出張して受付しますので、時間内にお願いします。
- ②各受付場所とも、各講習会場の受付数を割り当てていますので、満席の節は受付けできませんからご了承下さい。
- ③申込手続きは代理でも結構です。

| 受付場所 | 日時 |
|---|------------------------------------|
| 豊中市消防本部内 (阪急宝塚線・豊中駅より南へ5分) 豊中防火安全協会 | 9月1日(金) 午前10:00～11:30 |
| 高槻市消防本部内 (JR・阪急高槻駅より10分) 高槻市火災予防協会 | 9月4日(月) 午前10:00～11:30 |
| 茨木市消防本部内 (JR・阪急茨木駅より12分) 茨木市災害予防協会 | 9月4日(月) 午後1:30～4:00 |
| 東大阪市西消防署内 (近鉄・小坂駅より北へ6分) 東大阪市西防火協力会 | 9月5日(火) 午前10:00～11:30 |
| 守口消防署 (地下鉄・守口駅前) 守口消防署 | 9月5日(火) 午後1:30～4:00 |
| 泉佐野市消防本部内 泉佐野市火災予防協会 | 9月6日(水) 午後1:30～4:00 |
| 岸和田市消防本部内 岸和田市火災予防協会 | 9月7日(木) 午前10:00～11:30 |
| 堺市高石市消防本部内(南海・湊駅北へ6分・大浜南町) 堀市高石市防災協会連合会 | 9月7日(木) 午後1:30～4:00 |
| 枚方寝屋川市消防本部内(京阪・枚方市駅南へ5分) 枚方市寝屋川市防火協会 | 9月8日(金) 午後1:30～4:00 |
| 四ツ橋ビル8階 (地下鉄・四ツ橋駅北出口2号) (財)大阪府危険物安全協会 | 9月11日(月) 午前9:30～午後4:00 9月12日(火) |

3. 土曜・休日コースの申込方法

土曜コース(定員140名)、休日コース(定員130名)は電話(06-531-9717)で予約受付、定員に達し次第締切。

4. 会費

(会費には、各テキスト代を含みます。) テキスト不要の場合は甲種、乙種2,000円減額。(テキストは平成7年度用改訂版を使用)

| 種別 | 会員 | 会員外 |
|-----------|---------|---------|
| 甲種 | 16,000円 | 18,000円 |
| 乙種 4類 | 11,000円 | 13,000円 |
| 乙種(土曜コース) | 12,000円 | 14,000円 |
| 乙種(休日コース) | 16,000円 | 18,000円 |
| 丙種 | 5,000円 | 6,000円 |